

資料5

生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準値案と
水域 PEC・予測ばく露量との関係及び基準値設定後の対応について

1. 基準値案と水域 PEC・予測ばく露量の関係

評価対象農薬に係る、生活環境動植物の被害防止に係る登録基準値案と水域環境中予測濃度（水域 PEC）・予測ばく露量との関係は、次のとおり。（詳細は、資料3及び4参照。）

(A) 水域基準値案と水域 PEC の関係

(基準値設定剤)

(単位：μg/L)

農薬名	基準値 (案)	水田 PEC			非水田 PEC	
		Tier1	Tier2	Tier3	Tier1	Tier2
シペルメトリン	0.0027				0.0066	0.00086
ジクロロメゾチアズ	0.049				0.00054	

(再評価対象剤)

(単位：μg/L)

農薬名	基準値 (案)	水田 PEC			非水田 PEC	
		Tier1	Tier2	Tier3	Tier1	Tier2
チオベンカルブ (ベンチオカーブ)	2.6	32	0.68	0.57	0.030	
チフルザミド	140	1.2			0.0069	

網掛け：水域基準値案の10分の1以上のPEC。

(B) 鳥類基準値案と鳥類予測ばく露量の関係
(基準値設定剤)

農薬名	基準値 (案) (mg/kg 体重)	鳥類予測ばく露量 (mg/day・kg 体重)				
		水稻単一食	果実単一食	種子単一食	昆虫単一食	田面水
ジクロロメゾチアズ	160	対象外	対象外	対象外	0.0010	対象外

(再評価対象剤)

農薬名	基準値 (案) (mg/kg 体重)	鳥類予測ばく露量 (mg/day・kg 体重)				
		水稻単一食	果実単一食	種子単一食	昆虫単一食	田面水
チオベンカルブ (ベンチオカーブ)	130	対象外	対象外	対象外	0.11	0.057
チフルザミド	140	0.032	対象外	0.25	0.015	0.0082

(C) 野生ハナバチ類基準値案と野生ハナバチ類予測ばく露量の関係

(基準値設定剤)

農薬名	毒性試験	基準値 (案)	野生ハナバチ類 予測ばく露量	単位
ジクロロメゾチアズ	成虫単回接触毒性	設定不要	対象外	$\mu\text{g}/\text{bee}$
	成虫単回経口毒性			$\mu\text{g}/\text{bee}$
	成虫反復経口毒性			$\mu\text{g}/\text{bee}/\text{day}$
	幼虫経口毒性			$\mu\text{g}/\text{bee}$

(再評価対象剤)

農薬名	毒性試験	基準値 (案)	野生ハナバチ類 予測ばく露量	単位
チオベンカルブ (ベンチオカーブ)	成虫単回接触毒性	対象外	—	$\mu\text{g}/\text{bee}$
	成虫単回経口毒性			$\mu\text{g}/\text{bee}$
	成虫反復経口毒性			$\mu\text{g}/\text{bee}/\text{day}$
	幼虫経口毒性			$\mu\text{g}/\text{bee}$
チフルザミド	成虫単回接触毒性	対象外	—	$\mu\text{g}/\text{bee}$
	成虫単回経口毒性			$\mu\text{g}/\text{bee}$
	成虫反復経口毒性			$\mu\text{g}/\text{bee}/\text{day}$
	幼虫経口毒性			$\mu\text{g}/\text{bee}$

2. 今後の対応

(1) 基準値設定剤について

水域 PEC が水域基準値案の 10 分の 1 以下になることが確認できなかったシペルメトリンについては、農薬残留対策総合調査等における水質モニタリング調査の対象農薬とする。

水域 PEC が水域基準値案の 10 分の 1 以下になることが確認できたジクロロメゾチアズについては、農薬残留対策総合調査等における水質モニタリング調査の対象農薬としない。

(2) 再評価対象剤

チオベンカルブ（ベンチオカーブ）については、水域基準値の改正により水域 PEC が水域基準値の 10 分の 1 以下にならなくなるため、新たに農薬残留対策総合調査等における水質モニタリング調査の対象農薬とする。

チフルザミドについては、水域基準値には変更なく、の改正後も引き続き水域 PEC が水域基準値の 10 分の 1 以下になることが確認できるため、引き続き農薬残留対策総合調査等における水質モニタリング調査の対象農薬としない。

参考：モニタリングの状況

チオベンカルブ（ベンチオカーブ）については、平成29～令和2年度に行われた水道統計によれば、原水の水質調査が行われた8,376地点中、7地点で検出されたが、検出された最高濃度は1.8 µg/Lであり、水域基準値を上回っている地点はなかった。これまでに実施された農薬残留対策総合調査等の水質モニタリング調査や、公共用水域水質測定及び化学物質環境実態調査におけるデータは確認できなかった。

チフルザミドについては、これまでに実施された農薬残留対策総合調査等の水質モニタリング調査や、水道統計、公共用水域水質測定及び化学物質環境実態調査におけるデータは確認できなかった。